

バーゼル銀行監督委員会による「健全な オペレーショナル・リスク管理のための諸 原則の改訂」の公表について

2021年5月
金融庁／日本銀行

* 当資料は、バーゼル銀行監督委員会の公表文書の内容への理解促進の一助として、作成されたものです。公表文書の内容については必ず原文を当たって御確認下さい。当資料の無断転載・引用は固くお断り致します。



目次

1. 概要
2. 市中協議の結果
3. 諸原則の抄訳

1. 概要

- バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）は、2021年3月31日に以下の2つの原則を公表した。

- ①オペレーショナル・レジリエンスのための諸原則

- ②オペレーショナル・リスク管理のための諸原則

- （以下、オペリスク管理諸原則）

- 本資料はこのうち②オペリスク管理諸原則について解説するもの。

1. 概要

- オペリスク管理諸原則は、2003年に公表され、グローバル金融危機の教訓を踏まえ改訂されたものが、今回さらに改訂されるもの。
- 今次改訂は、近年の情報通信技術 (ICT) の進展等を踏まえたもの。下記のようなシステムリスクに関連する項目が追加された(全部で12の原則を提示)。

- 変更管理(原則7)

- ICTセキュリティ(原則10)

(※) 変更管理とはITシステム等の更新にかかるプロセスに対する管理を言う。

- 加えて、今次改訂により、(1)ビジネスユニット、(2)オペリスク管理部署、(3)監査部署等による3線防衛態勢の重要性が随所に書き加えられることとなった。

2. 市中協議の結果

- 従前の文書よりも包括的な内容になっていることや、ITやセキュリティに関する記述が拡充されている点を踏まえ、本原則を支持する声が大宗を占めた。
- 市中協議後、主として下記の点が修文された。
 - オペレーショナル・リスク(以下、オペリスク)管理とオペレーショナル・レジリエンスは相互に作用し合う関係にあり、双方に取り組む必要がある旨が明確化。
 - 戦略リスクやレピュテーション・リスクは、自己資本比率算定におけるオペリスクの定義の範囲外ながら、各行がオペリスク管理を行う上では考慮すべき論点である旨が追記。

3. 諸原則の抄訳

総論	<p>①リスク管理文化の醸成</p> <p>経営陣は、強靱なリスク管理文化の醸成にあたり自ら指導的な役割を果たすこと。行動規範や倫理規範を示すほか、スタッフに対し適切なリスク管理および倫理に関する教育を提供すること。</p> <p>②オペリスク管理体制の確立</p> <p>銀行は、組織横断的なリスク管理体制の一環として、オペリスク管理体制を確立、実施、維持すること。なお、個々の銀行が採用するオペリスク管理体制は、銀行の性質、サイズ、複雑さ、リスクプロファイルによって異なる。</p>
ガバナンス	<p>③ガバナンス体制の確立</p> <p>経営陣は、オペリスク管理のフレームワークを確立、承認、定期的に点検すべき。また、オペリスク管理のフレームワークに係る方針、プロセス、システムがあらゆるレベルで効果的に実施されなければならない。</p> <p>④リスク選好度の承認と定期的な見直し</p> <p>経営陣は、銀行が引き受けられるリスクの性質・種類、レベルを示すオペリスクのアパタイト（選好度）および許容度を承認し、定期的に見直すこと。</p> <p>⑤シニア・マネジメント</p> <p>上級管理職は、明確、実効的かつ頑健なガバナンス体制を確立し、経営陣から承認を得ること。また、上級管理職は、あらゆる銀行のプロダクト、活動、プロセス、システムにおいて、オペリスクを管理するための組織の方針や業務プロセス、システムを総合的に維持、実行すること。またこれらは、銀行のリスクアパタイト（選好度）やリスク許容度と整合的であること。</p>
リスク管理	<p>⑥リスクの特定・評価</p> <p>上級管理職は、主要な商品や業務プロセス、システムに内在するオペリスクを網羅的に特定・評価すること。</p>

3. 諸原則の抄訳

リスク管理 (続)	⑦適切な変更管理の実施 上級管理職は、変更管理を、十分な資源、リスク・統制環境の継続的な評価、適切な3線防衛態勢のもとで、網羅的な形で実施すること。 ⑧モニタリング・報告体制の整備 上級管理職は、自行のオペリスクの特性やリスク量を定期的にモニタリングする仕組みを導入すること。また、経営陣とビジネスラインの各レベルで、適切な報告体制を整備すること。 ⑨統制環境とリスク削減戦略の整備 銀行は、方針・プロセス・システムを用いた強靱な統制環境と、リスク削減・リスク移転戦略を整備すること。
ICT	⑩ICTセキュリティの確保 銀行は、オペリスク管理フレームワークと統合的な、頑健なICTリスクを実施すべき。
BCP	⑪業務継続態勢の整備 銀行は、業務に深刻な混乱が生じる場合にも業務を継続し、損失を抑えられるよう、BCPを整備すべき。またBCPは銀行のオペリスク管理フレームワークと紐づいたものでなければならない。
開示	⑫オペリスク情報の開示 銀行は、利害関係者が、自行のオペリスク管理方針やリスク量を適切に評価できるように情報を開示すること。